

林業普及指導事業運営方針

〔令和4年3月24日付け3林整研第324号〕
林野庁長官から各都道府県知事宛て

林業普及指導運営方針の制定について

林業普及指導事業を円滑に実施するため、林業普及指導推進要綱（平成17年3月30日付け16林整研第169号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定に基づき、別紙のとおり林業普及指導運営方針を定め、令和4年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の適切な実施をお願いします。

なお、林業普及指導運営方針（平成29年4月7日付け28林整研第295号林野庁長官通知）は、廃止する。

別紙

林業普及指導運営方針

1 趣旨

我が国の森林は、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用するとともに、新たな木材需要の創出と国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化の実現に取り組んできた。

このような中、これまで、適切な森林整備を推進するため、森林経営計画の作成を促進するとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく林地台帳制度及び共有者不確知森林制度並びに森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林経営管理制度を創設するなど森林施業の集約化等を進めるための仕組みの整備を行ってきた。また、再造林の推進に関して、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）を改正し、特定母樹から育成された苗木を積極的に用いた再造林を促進することとしたほか、林業経営体の育成に関して、高性能林業機械の導入、現場技能者等の育成、ICT（情報通信技術）等を活用する「スマート林業」の実践などの取組を行ってきた。

さらに、令和3年6月に「森林・林業基本計画」を閣議決定し、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現や、新技術を活用した「新しい林業」の展開を図ることとしたところである。

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮するとともに、林業・木材産業を持続的に発展させるため、森林を適正に管理・経営することはもとより、林業技術の継承・発展や森林造成から木材の生産・流通における創意工夫をこらし、地域

林業の発展に必要な技術・知識の普及定着を図ることが林業普及指導事業の重要な役割である。

以上のような状況を踏まえ、林業普及指導事業の運営にあたっての基本的事項を以下のように定める。

2 普及指導活動の基本的な課題

林業普及指導事業は、林業普及指導員が試験研究機関による研究成果の現地実証等を行い、森林所有者等に対し、林業に関する技術・知識の普及と森林施業に関する指導を行うとともに、市町村の求めに応じて市町村森林整備計画の作成及び達成に必要な技術的援助等の協力を行う事業であり、全国で統一的な水準を保ちつつ、地域の実情に応じた森林の整備・保全や林業経営の合理化等を進めていく上で重要な役割を有している。

今後、林業普及指導事業は、個別経営体の技術向上・経営改善を念頭に置いた森林所有者等への指導・助言はもとより、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現、地域全体での森林整備や木材利用の促進を目指した幅広い関係者のコーディネート、林業経営体の育成、林業の新たな担い手を育成する林業大学校等の支援による後継者の育成、ICT等を活用した新たな林業技術や専門的知識の普及を基本的な課題とし、重点的に取り組み、森林吸収源対策、地方創生をはじめとする国の政策の推進に資するよう努めるものとする。

一方、平成 25 年度に登録を開始した森林総合監理士については、これまでに有資格者が 1,500 名余に達し、市町村森林整備計画樹立市町村数に近づく状況にある。森林総合監理士に登録された林業普及指導員も増加しており、量的な確保に加え、今後は資質の向上に重点を置くことが求められる。このため、市町村との関わりが大きい都道府県の森林総合監理士にあっては、林業普及指導員としての配置の有無に関わらず、身近な相談相手となり日頃から情報交換等を行うことや、収集した情報を調査分析することにより自己研鑽につなげることが必要であり、今後林業革新支援専門員の指導の下、森林総合監理士間の情報交換、連絡調整、相互協力体制を構築することが一層重要となっている。

3 普及指導活動の方法に関する基本的事項

2 の普及指導活動の基本的課題への取組にあたっては、森林・林業に関するスペシャリストとしての林業普及指導員の持つ高度で幅広い技術、知識及び経験に基づき、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化を目指した総合的な視点に立って、普及指導活動を効率的かつ効果的に実施する。

その際、市町村に対する協力を積極的に行うとともに、森林施業プランナー等への指導・助言等を行いつつ、これまでも普及指導の対象としてきた森林所有者等に対する指導・助言等については、基本的な課題との関連を確保しつつ実施する。

なお、市町村への協力にあたっては、市町村が行う森林・林業に関する施策が主体的かつ効果的に実施されるよう、地域の幅広い関係者との連携や合意形成を図りながら、市町村の自主性を助長しつつ行うよう留意する。

(1) 地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成への協力

森林の有する多面的機能の持続的発揮及び森林資源の循環利用による林業の成長産業化を図っていくためには、地域の森林の整備・保全や林業・木材産業の活性化の構想(ビジョン)を広域的・長期的な視点に立って描き、森林・林業関係者をはじめとする地域住民の合意形成を図ることが不可欠である。

また、最も地域に密着した行政機関である市町村が、地域の災害の防止、水源の涵養等の公益的機能や木材生産機能の発揮、森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想を示し、発揮を期待する森林の機能とこれに対応する望ましい森林の姿や施業方法を示すための区域の設定(ゾーニング)、効率的な森林施業に必要な路網整備の全体像と整備目標などを明確化した市町村森林整備計画を作成することとなっている。

このため、市町村森林整備計画の作成や地域住民との合意形成にあたって、専門的な技術・知識を必要とする事項について、森林総合監理士に登録された林業普及指導員等が主体となって、市町村に対し積極的に協力する。

(2) 地域の森林の整備・保全等の構想の実現に必要な活動の展開

地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の実現を図るため、森林総合監理士に登録された林業普及指導員が主体となって、他の林業普及指導員との連携のもとで以下の取組を積極的に行う。

ア 面的なまとまりのある森林経営の推進

我が国の森林が小規模零細な所有構造にある中、持続的な森林の経営を確立するためには、面的なまとまりのある森林を確保し、効率的な施業を実現していくことが重要である。このため、森林所有者や林業経営体により森林経営計画が作成され、これに基づく森林施業が着実に実施されるよう、森林施業プランナーをはじめとする関係者との連携強化を図りつつ、森林施業の団地化、集約化の促進、境界の明確化、森林所有者の同意、巡回指導及び相談活動の積極的な実施を図る。

特に、自ら長期にわたる持続的な林業経営の実行が困難な森林所有者の森林については、地域の関係者との連携・協力を図りながら、意欲ある森林所有者や林業経営体への長期的な施業・経営の委託推進を支援する。

また、森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成等の市町村が主体となった森林整備が進むよう、市町村の体制整備や技術的支援等に努める。

イ 適切な森林施業の確保

市町村森林整備計画に即した森林の整備・保全を確保するため、伐採及び伐採後の造林の届出制度等の適切な運用、林地台帳の整備・運用、森林経営計画の認定やその実行状況の確認、主伐後の着実な更新等について、専門的な技術・知識の面から市町村に対する協力を行うとともに、森林施業プランナー等への指導・助言等を行う。

また、市町村が市町村森林整備計画の樹立・変更する際には、学識経験を有する者として積極的に専門的、技術的な知見を述べ、その内容の充実を図る。

ウ 森林・林業に関する技術・知識の普及・指導

森林の多面的機能の発揮、持続可能な森林経営の確立に向けて、育成複層林への移行や長伐期化等による多様で健全な森林の整備、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組、生物多様性の保全、路網整備と作業システムの改善による生産性の向上、造林適地の選定、花粉症対策に資する苗木、労働安全対策、ICT等を活用したスマート林業、成長等の優れたエリートツリー等を活用した造林の省力化など林業イノベーションの推進に向けた取組、森林病虫獣害対策、森林保険制度などの技術・知識について、森林所有者や林業経営体、市町村など地域の林業関係者への普及・指導を行う。その際、現地の要請を的確に把握し、森林管理署等の行政機関や試験研究機関と連携を密にしながら対処するとともに、新たに開発・考案された技術・知識の普及・定着を図る。

エ 木材の安定供給体制の確立等

林業の成長産業化を図っていくためには、森林から生産される木材について、製材・合板・集成材のみならずバイオマス利用も含めた幅広い需要を確保し、その収益を山元に還元することにより、林業の採算性及び森林所有者の施業意欲の向上を図ることが重要である。このため、効率的なサプライチェーンを構築するなど木材の安定供給体制の確立や需要の拡大に向け、川上から川下の林業・木材産業・建築業等の幅広い関係者の連携・調整、情報共有、合意形成に向けた指導を行う。また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、民間建築物を含む建築物一般での木材利用の推進に向けた取組を行う。

(3) 地域の多様な実情に応じた取組の推進

社会全体で森林整備を進める機運の醸成を図る上で重要な森林環境教育やボランティア活動に対する支援、農山村地域の振興を図る上で重要な資源である特用林産物の生産技術の向上及び6次産業化の取組の推進、耕作放棄地への対応、未利用資源の活用、森林サービス産業の推進、農泊等と連携したワーケーション等については、各地域の実情に応じて都道府県の判断により、計画的に取り組む。また、森林病虫獣害や突発的な森林災害については、林業普及指導員の有する専門的な技術・知識を活用して、機動的かつ柔軟に対応する。

(4) 人材の育成・後継者の確保

長期にわたる持続的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者（指導林家及び青年林業士を含む。）、林業研究グループ、林業経営体の経営者、森林施業プランナー及びフォレストマネージャー等の現場技能者を主たる対象として、上記3(1)から(3)までの活動の中で実施する現地検討会や研修・巡回指導等により、人材の育成及び後継者の確保を図る。その際、多様な人材や他産業からの参入者による林業経営への参画等の促進にも留意する。

また、都道府県の実情に応じて、森林・林業高校、林業大学校など教育研修機関と連携し、森林・林業・木材産業に関する教育、高性能林業機械を使った作業システムやスマート林業等に関する技術・知識の普及等を図るとともに、林業大学校等のカリキュラム作成や入学者確保に積極的に支援し、林業技術者の育成・確保に取り組む。

さらに、林業経営体等と連携して、高校生の就業体験等の就業支援や林業従事者の技術・知識の向上に向けた教育に取り組む。

4 林業普及指導員の配置に関する基本的事項

都道府県は、2及び3で記述した普及指導活動の効率的・効果的な実施を図るため、林業普及指導員が地域の森林・林業の現状や課題の把握を十分に行うとともに、研究・教育・行政機関との円滑な連携が図られるよう、人員の確保及び適切な配置を行う。

(1) 林業普及指導員

都道府県は、出先機関等を拠点に市町村ごとの担当を明らかにし複数の林業普及指導員を配置するなど、集団的な指導体制を確保するとともに、在任期間の長期化を検討する。特に3(1)及び(2)の業務については、森林総合監理士である林業普及指導員を配置し、市町村や森林施業プランナー、森林管理署等の森林総合監理士等と連携を図りつつ、地域で継続的に実施できるよう検討する。

また、地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成・実現に必要な活動を効率的・効果的に実施するためには、森林計画、造林、森林土木、林産、経営体育成等の関連する業務と一体的に取り組むことが重要であることから、それらの関係職員と連携した指導体制の強化を図る。

(2) 林業革新支援専門員

都道府県は、林業普及指導事業による国及び都道府県の重要政策の推進等を図る上で林業普及指導組織の中核的役割を担う林業革新支援専門員の配置に努める。

なお、林業革新支援専門員となる者の選定基準及び林業革新支援専門員の業務内容は、次のとおりである。

ア 選定基準

林業革新支援専門員は、下記の項目を全て満たす者の中から選定する。

ただし、適格者がいない場合は、②及び③を満たす者から選定できるものとする。

- ① 森林総合監理士に登録されていること。
- ② 林業普及指導員としての業務経験及び行政部局又は教育研究機関における森林・林業に関する業務経験が通算して7年以上あり、そのうち林業普及指導員としての業務経験が3年以上あること。
- ③ 森林・林業に関する高い技術・知識と関係機関等との高い調整能力を有すること。

イ 業務内容

林業普及指導事業を統括する立場から、下記の項目に関する企画・調整、他の林業普及指導員への指導等を行う。

- ・ 地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化の実現に向けた森林総合監理士の計画的な配置の検討及び活動方針の作成等の国の重要政策を反映した普及指導活動の推進
- ・ 育成複層林の造成及び高性能林業機械を活用した低コスト作業システムの導入等の高度かつ先進的な取組を行う森林所有者及び林業経営体への支援

- ・ 試験研究機関の有する森林病虫獣害対策等に関する専門的な知見の活用や森林・林業に係る各種施策の普及等の研究・教育・行政機関との連携強化
- ・ 森林総合監理士の育成やその資質の向上のための研修の活用、都道府県独自の研修等による林業普及指導員の計画的な資質の向上の推進
- ・ 森林総合監理士が関係者と連携して市町村へ円滑かつ効果的な協力を行うほか、技術・知識の向上等を図るための情報交換の場の設置及び定期的な開催

5 林業普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

林業普及指導事業において、高度で幅広い技術・知識及び経験に基づく総合的な視点に立った普及指導活動を適切に行えるよう、林業普及指導員に必要な専門的技術・知識や普及指導能力、関係者との合意形成能力等についての資質向上を図る。

(1) 研修の実施

ア 国の役割

林野庁は、林業普及指導員の資質の向上を図るため、ICT等技術革新に対応した研修や行政ニーズに対応した研修等を実施する。また、森林総合監理士を目指す職員の資質の向上を目的とした研修及び森林総合監理士の継続教育を実施し、技術・知識の習得を促進する。

イ 都道府県の役割

都道府県は、林業普及指導員及び森林総合監理士の役割・目的意識の醸成や担当分野に関する基本的な技術・知識等、実践的な指導能力の向上に関する研修を実施する。また、林野庁が実施する研修に経験年数、専門分野、知識の習得状況、地域の課題等を勘案し積極的に参加させるとともに、林業普及指導員及び森林総合監理士には日々自己研鑽に努めさせ、技術・知識の向上を図る。

なお、林業一般合格者の林業普及指導員については、計画的に国が行う研修等を受講させ、森林総合監理士の登録をさせるよう努める。

(2) 人事交流等の推進

林業普及指導事業の実施にあたっては、森林・林業行政とのより一層緊密な連携や、高度化かつ多様化した技術・知識が求められていることから、試験研究機関や関係行政部局との幅広い人事交流を推進する。また、地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の実現に必要な現場指導能力を向上するため、森林管理署等との人事交流や市町村、林業経営体への出向、都道府県有林業務等における現場での実務経験の充実に努める。

6 その他林業普及指導事業の運営に関する基本的事項

(1) 事業実施に対する評価システムの確立

林業普及指導事業における個々の活動成果等について、客観的に評価し、将来の普及指導活動の改善に結びつけるため、外部評価制度を導入するとともに、評価結果の公表等を行うことにより、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、評価結果の反映(Act)という一連の評価システムを確立し、効率的かつ効果的な林業普及指導事業の実施に資する。

(2) 関係組織等との役割分担及び連携強化

林業普及指導事業の効果的な推進を図るため、森林管理署等、流域森林・林業活性化センター、林業労働力確保支援センター、普及関係団体及び農業普及改良組織などの森林・林業の施策の推進に関連する組織・機関等との役割分担を明確にしつつ、これらの関係組織等と密接に連携した取組を進める。

また、森林整備や林業経営等の各分野において先進的な技術・知識を有している指導林家、青年林業士、森林経営プランナー、林業技士、林業研究グループ、森林ボランティアのリーダー並びに既に民間が先導して優れた情報提供や技術指導を行っている税務・労務・経営改善及びキノコ種菌、木質バイオマス等の分野における民間の専門家等を林業普及指導協力員等として活用する。

(3) 情報ネットワークの活用

普及指導を図るべき技術・知識、施策及び林業経営の先進的事例等の情報は、林業普及指導員や森林所有者等の間でインターネット等を活用することにより、迅速な情報交換や必要となるデータベースの蓄積を図るとともに、広く一般に向けて、森林・林業・木材産業についての最新の話題等の情報の提供を行い、林業普及指導員の活動等の「見える化」を図る。

(4) 森林管理署等の森林総合監理士等との連携

地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現に効果的に取り組むため、「国有林における森林総合監理士等による市町村への協力の推進について」（平成27年9月16日付け27林国経第46号林野庁長官通知）に基づく森林管理署等の森林総合監理士との連携による「技術的援助等チーム」をはじめ、隣接する都道府県並びに市町村や民間の森林総合監理士等とのネットワークを形成し、地域の森林・林業の課題解決に向け連携して取り組む。